



平成 29 年 8 月 18 日

各 位

会 社 名 株式会社チャーム・ケア・コーポレーション
代表者名 代表取締役社長 下 村 隆 彦
(J A S D A Q ・ コード 6 0 6 2)
問合せ先 取締役経営管理部長 里 見 幸 弘
電 話 06-6445-3389

役員退職慰労金制度の廃止及び株式報酬型ストック・オプションの導入に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 8 月 18 日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを検討した結果、役員退職慰労金制度の廃止を決議するとともに、当社の取締役に対する報酬として株式報酬型ストック・オプションを導入することについて、平成 29 年 9 月 26 日開催予定の第 33 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 役員退職慰労金制度の廃止について

当社は、役員報酬制度改定の一環として、平成 29 年 9 月 26 日開催予定の第 33 回定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止いたします。当該定時株主総会後も引き続き在任する取締役並びに監査役につきましては、本総会終結の時までの功労に報いるため、本総会終結の時までの在任期間を対象として、当社における一定の基準に従い、功労加算金を含めた退職慰労金を打ち切り支給することとし、各取締役並びに各監査役の退任後に支払う予定です。取締役並びに監査役に対する退職慰労金の打ち切り支給については、当該定時株主総会に付議いたします。

2. スtock・オプションの導入について

株価変動によるメリットとリスクを株主の皆さまと共有し、中長期的な業績向上及び企業価値向上への意欲を高めることを目的として、取締役（社外取締役を除く）に対して株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）を発行するものです。

この株式報酬型ストック・オプションは役員退職慰労金制度に代わるものとして、取締役（社外取締役を除く）に対して年額 20 百万円を上限として割り当てます。取締役に対する報酬の総額としましては、年額 110 百万円以内（うち社外取締役分は年額 10 百万円以内）とご承認いただき、今日に至っておりますが、当該金銭報酬枠とは別枠で株式報酬型ストック・オプションとして割り当てる新株予約権報酬等について当該定時株主総会に付議いたします。

なお、株式報酬型ストック・オプションとして発行する新株予約権の内容は以下のとおりであります。

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は 1 個当たり 10 株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日後、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合は、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、当社は取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

(2) 新株予約権の総数

各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内に割り当てる新株予約権の数は1,500個を上限とする。

(3) 新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たりの払込金額は、新株予約権の割当に際してブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価値を基準とし、取締役会において定める額とする。

なお、新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺させるものとし、金銭の払込みを要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日の翌日から30年以内の範囲で、取締役会において定めるものとする。ただし、行使の期間の最終日が当社の休日に当たる場合は、その前営業日とする。

(6) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日から10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過するまでの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。その他の新株予約権の行使の条件については、新株予約権の募集要項を決定する取締役会において定めるものとする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。

(8) その他の新株予約権の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集要項を決定する取締役会において定めるものとする。

以上